

韓国畜産食品部プレスリリース【2019.10.15 10:14:52 付け】

アフリカ豚コレラ防疫による農家支援の強化

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmElMkY2OCUyRjMyMTY3MCUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D>

以下、機械翻訳などによる仮訳

【本文】

農林畜産食品部(長官:キム・ヒョンス、以下「農食品部」)は、初発生からアフリカ豚コレラ(ASF)が坡州・金浦・江華・漣川など京畿北部圏域で集中的に発生しているところであり、発生初期に拡散防止のための強力な防疫措置を取っている。

農食品部は、防疫過程で殺処分・移動移動制限などにより、坡州・金浦・江華・漣川地域の養豚農家が受けた被害を最小限に抑えるため、次の支援をすることにしたと明らかにした。

1(殺処分補償金)発生農場及び予防的殺処分農場に殺処分補償金を時価で支給する。

- 補償金は原則的に100%支給して、補償金評価が完了される前でも補償金の50%をまず支給する。

(支援内容)殺処分関連家畜及びその生産物、残りの飼料など補償

(支援基準)法令に従い、畜種・用途別相場基準で評価後支援。

2(買い上げ支援)京畿道坡州・金浦・漣川の買い上げ対象農家や江原の買い上げ希望農家(南方限界線10km以内)の対象豚の買い上げを支援して、と畜後、営業日7日以内迅速に支給する。

(支援内容)豚90~110kgは110kgの価格で、110kg以上は肥育重量に肥育単価を乗じた価格で精算

3(生計安定資金)殺処分以降、導入が制限された農家には再び所得が発生するまで生計安定に向けて最長6か月まで畜産農家の平均家計支出基準で最高337万ウォン(約30万円)を支援する。

(支援内容)の殺処分後の収益再発生時(3~6か月)まで農家生計安定費用

(支援基準)法令に従い月平均家計費と収益再生期間を考慮、殺処分頭数を区間として定め、農家当たりの支援限度*を設定

*農家当たり支援限度:統計庁の全国の畜産農家の平均家計の6か月分

ただし再導入が遅れる場合、支援期間の延長案を積極的に検討し、農家の被害を最小限に抑える。

4(所得安定資金) 移動制限地域内にあり、出荷遅延、子豚のへい死などが発生した農家に対しては所得損失額を補填する。

(支援内容及び基準) 規定により、子豚の移動制限によるへい死率の増加、過体重の発生による商品価値の下落分など損失補てん。

5(政策資金の償還延長及び利子減免) 農畜産経営資金、飼料購買資金、畜産施設現代化資金などに対して償還期間を延長し、償還延長期間の間、利子を減免する案を推進する。

- 1年以内の元金償還が到来する政策資金について返済の到来日から2年間返済期間延長*および利子を減免する。

*農畜産経営資金、飼料購買資金などの短期資金は1年延長および利子減免

アフリカ豚コレラは国内初の発生であり、環境に長く生存する可能性があり再導入後、再び発生することを防止する必要がある。

これによって官民専門家合同で事前に発生地域と農場に対するリスク評価を実施し、再導入の手続きを進める計画。

評価の結果、再導入制限が避けられない場合、農家の被害を最小限に止める案を同時に推進する計画。

(以上)